

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者様

姫路市監査指導課長

認知症対応型共同生活介護の人員基準について

認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置が、「共同生活住居ごとに1人」から「事業所に1人以上」に改正されました。また、実際に、姫路市内の認知症対応型共同生活介護事業所が計画作成担当者を配置する時間をみますと、事業所ごとに大きくばらつきがあります。

そこで、認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の勤務時間数に最低限の基準を設け、同時に事業所内での勤務体制についても整理します。

1 計画作成担当者の最低限の配置にかかる基準について

(1) 新たに設ける基準

計画作成担当者は、1ユニット毎に1週間あたり、常勤換算方法で0.2以上を配置する必要があります。

(2) 適用する時期

令和5年4月1日から適用する。

ただし、令和5年4月1日までの間に、計画作成担当者の変更を行う場合は、今回基準を設けることとなった主旨を考慮し、当該基準に適合する配置を行ってください。

2 計画作成担当者の勤務体制の整理について

(1) 計画作成担当者の兼務

(1) 管理者との兼務

計画作成担当者と、いずれか一つのユニットの管理者は兼務できる。

※複数のユニットの管理者を兼務している場合は兼務できない。

(2) 介護従業者との兼務

計画作成担当者と、いずれか一つのユニットの介護従業者は兼務できる。ただし、計画作成担当者として勤務する時間は、介護従業者の勤務時間に含めることはできない。

※勤務時間の切り分けが必要。

(2) 計画作成担当者の夜勤

- ・計画作成担当者は、夜勤職員として配置することができない。ただし、勤務時間を切り分けて介護従業者と兼務する場合、介護従業者として従事する時間は夜勤として配置することができる。計画作成担当者として勤務する時間は、夜勤として配置することができない。
- ・管理者と兼務する計画作成担当者は、夜勤職員として配置することができない。

3 問い合わせ先

姫路市健康福祉局保健福祉部監査指導課

電話 079-221-2490

「1 計画作成担当者の最低限の配置にかかる基準」についての考え方

介護老人福祉施設（以下「特養」という。）の介護支援専門員の配置数を基に考える。特養における介護支援専門員は、常勤1名（入所者が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）の配置が必要であるが、姫路市では実際に下表のとおり入所者約50人に対し常勤の介護支援専門員が配置されている。

これと同水準の配置を最低限の基準と考え、認知症対応型共同生活介護の1ユニットの入居者9人で換算すると、常勤時間を月160時間とした場合、月32時間以上（常勤換算方法で0.2以上）の配置が必要となる。

1 算出式

- ・入居者または利用者・・・・・・・・・・ 特養50人：GH9人
- ・介護支援専門員または計画作成担当者・・・ 特養 1人：GHx人
- ・特養50人：GH9人＝特養 1人：GHx人
- ・ $x = 0.18 \div \text{常勤換算方法で} 0.2 \text{以上}$

（令和4年6月1日時点の姫路市の特養の平均定員）

サービス種類	施設数 (A)	定員数 (B)	平均定員 (B)/(A)
介護老人福祉施設	34	2156	63.4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	15	380	25.3
計	49	2536	51.7

2 計画作成担当者の配置時間数（例）

パターン	常勤職員の1週間の勤務時間数	計画作成担当者の1週間の勤務時間数 (最低限の配置時間数)
①	40時間（＝8時間×5日）	8.0時間（＝40時間×0.2）
②	35時間（＝7時間×5日）	7.0時間（＝35時間×0.2）
③	32時間（＝8時間×4日）	6.4時間（＝32時間×0.2）

3 ユニット数による計画作成担当者の配置時間数の違い

パターン	ユニット数	計画作成担当者の1週間の勤務時間数 (最低限の配置時間数)
①	1ユニット	6～8時間（常勤換算数0.2）
②	2ユニット	12～16時間（常勤換算数0.4）
③	3ユニット	18～24時間（常勤換算数0.6）

「２（１）計画作成担当者の兼務」についての考え方

【記号説明】

- (1) ○ …… 兼務可（同時並行的な兼務を認める）
- (2) △ …… 兼務可（勤務時間の切り分けを要する）
- (3) × …… 兼務不可

１ 管理者との兼務

(1) 複数ユニットの管理者を兼務する場合

- ・複数ユニットの管理者の兼務は認める。
- ・これに加え、計画作成担当者や介護従業者との兼務は認めない。

職 種	１ユニット	２ユニット
管理者	○	○
計画作成担当者（介護支援専門員）	×	
介護従業者	×	×

(2) １つのユニットの管理者が計画作成担当者と兼務する場合

- ・１つのユニットの管理者が計画作成担当者と兼務は認める。
- ・これに加え、もう一方のユニットの管理者や介護従業者と兼務することは認めない。

職 種	１ユニット	２ユニット
管理者	○	×
計画作成担当者（介護支援専門員）	○	
介護従業者	×	×

２ 介護従業者との兼務

(1) 計画作成担当者を認知症対応型共同生活介護事業所に１名のみ配置し、計画作成担当者が介護従業者と兼務する場合

- ・どちらか一方のユニットの介護従業者としてのみ認める。
- ・その場合、計画作成担当者と介護従業者の勤務時間を切り分けて配置すること。

職 種	１ユニット	２ユニット
管理者	×	×
計画作成担当者（介護支援専門員）	△	
介護従業者	△	×

※計画作成担当者と介護従業者を兼務する場合、勤務時間を切り分けて配置する必要があるため、計画作成担当者として常勤換算方法で０．４以上を配置したうえで介護従業者としての配置を行うこと。

(2) 計画作成担当者をユニットごとに1名ずつ配置している場合

- ・当該ユニットの他の職務に従事することが可能である。
- ・ただし、兼務することができるのは、計画作成担当者を含め2職種までとする。
- ・計画作成担当者が介護従業者と兼務する場合は、その勤務時間を切り分けて配置すること。

職 種	1 ユニット	2 ユニット
管理者	○	×
計画作成担当者（介護支援専門員）	○	×
介護従業者	×	×

職 種	1 ユニット	2 ユニット
管理者	×	×
計画作成担当者（介護支援専門員）	△	×
介護従業者	△	×

※計画作成担当者と介護従業者を兼務する場合、勤務時間を切り分けて配置する必要があるため、計画作成担当者として常勤換算方法で0.2以上を配置したうえで介護従業者としての配置を行うこと。